

特定信書便事業について

◎信書とは

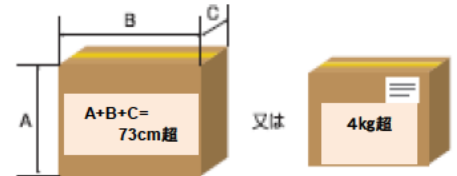
手紙や申請書、通知書など、「特定の受取人に対し差出人の意思を示し、又は事実を通知する文書」であって、その取扱は日本郵便株式会社及び信書便事業者に限られます。

◎特定信書便事業とは

民間事業者による信書の送達に関する法律で規定されている信書便事業の類型の一つであり、以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供する事業です。

○1号役務（大型信書便役務）

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、
又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達



☆ 主なサービス例：本庁と支庁等の中の文書等の巡回、定期集配便

○2号役務（3時間役務）

信書便物が差し出された時から3時間以内に
その信書便物を送達



☆ 主なサービス例：バイクや自転車等を利用した急送サービス

○3号役務（高付加価値役務）

1通の料金の額が800円を超える信書便物を
送達



☆ 主なサービス例：電報類似サービス、高セキュリティサービス